

# 法学委員会「生殖補助医療と法」分科会 (第25期・第1回) 議事要旨

## 1. 会議名

法学委員会 生殖補助医療と法分科会 (第25期・第1回)

## 2. 日時

令和3年1月11日(月) 18時00分～19時25分

## 3. 会場

Zoomによる遠隔会議

## 4. 出席者

水野 紀子、石井 哲也、小浜<sup>こはま</sup> 正子、後藤 弘子、建石 真公子、柘植 あづみ、  
西 希代子、二宮 周平、早川 眞一郎、三宅 秀彦、吉沢 豊予子、米村 滋人

## 5. 議題

- 1) 委員長の選出
- 2) 副委員長、幹事決定
- 3) 特任連携委員の申請
- 4) 活動方針・計画
- 5) 学術会議アンケート
- 6) その他

## 6. 配付資料

- 1) 幹事会「第25期の分野別委員会、分科会等の活動について(お願い)」
- 2) 法学委員会生殖補助医療と法分科会名簿
- 3) 机上配布「『生殖補助医療と法』分科会第1回委員会資料今期のテーマ案」  
(建石真公子委員作成、委員限り)

## 7. 議事要旨

### (1) 開会

議事に先立ち、各委員から自己紹介が行われた。

### (2) 議題1) 委員長の選出

互選により、水野 紀子委員が委員長に選出された。

### (3) 議題2) 副委員長、幹事決定

委員長により、建石 真公子委員が副委員長に、西 希代子委員が幹事に指名された。

(後日、久具 宏司先生が特任連携会員に任命された場合は、幹事への就任を依頼し、幹事を2名とすることが内定された。)

#### (4) 議題3) 特任連携会員の申請

建石副委員長より、久具 宏司先生(都立墨東病院産婦人科部長)のご経歴等につき説明がなされ、全会一致で、久具先生を特任連携会員として推薦することが決定された。

#### (5) 議題4) 活動方針・計画

今期の活動内容、成果の公表方法等について、水野委員長から資料3)に基づき説明が行われた後、委員による活発な意見交換が行われた。主な意見は次の通り。

##### ①今期の検討課題

(i) 「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律(生殖補助医療法、<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/203/pdf/s1002030132030.pdf>)」の制定(2年後に見直し予定とのこと)について、法内容の検討および課題の考察

- 生殖補助医療法は、あくまでも法的親子関係を中心とするものであり、代理懐胎等、生殖補助医療の是非・規制に関しては定められていないため、検討を要する。例えば、容認するのであれば、どの程度の技術までか。禁止するのであれば、どのように根拠づけるのか。海外での利用についてどのように考えるのか等。
- 子の権利、ドナーの権利、ドナーの生命・健康権、情報の保管・管理方法など多様な残された課題について検討する。
- 議員連の検討(生殖補助医療法附則3条参照)と並行して、学界の立場から、ライフスタイルの変化等の現状をふまえて、検討課題ないし視点を示すことに意義がある。具体的には、生殖補助医療の利用者(法律婚カップルに限定すべきか否か等)、世界の趨勢との適合性等。

(ii) 生殖補助医療規制法と親子関係法

- (i)と重複する内容もあるが、親子関係法の観点から検討も重要。
- 現在、法制審議会の部会において親子法制の見直し作業が進んでいる。自然生殖を念頭においたものであるが、生殖補助医療による出生子の親子関係を完全な別立てにすることは、子の差別防止の観点からも妥当ではないため、あわせて検討するのが望ましい。
- 生殖補助医療に対する規制と親子法制との関係についても考慮する必要がある。例えば、フランスでは、代理懐胎によって生まれた子と依頼者との間にはいかなる法的親子関係の設定も認めていない。子の福祉という観点からは、そのような法制の評価は分かれうるが、これら外国法の在り方も一つの参考になる。
- 国外で代理懐胎等によって生まれた子の親子関係も明確にしなければならない。
- 規制の在り方も含めて、国際的な動向にも目を配る必要がある。特に、国際社会事業団(International Social Service、ISS)において現在進行中の国境を越える代理出産に関するルール作りの動向を注視していく。

(iii) 着床前診断・出生前診断の拡大に関して

- 日産婦が、診断を行う医療施設の倫理委員会で実施の可否を判断する案を示した（現在は学会が1例ずつ審査して認可）ことについて、選別に繋がらないか（「重篤」という基準が緩やかに解されるおそれがある）という懸念が社会的に示されている。着床前診断に関して、前期でも議論が成されていたため、継続したい。
- 着床前診断よりも、むしろ、出生前診断・検査の方が生殖補助医療との関連が深いという側面もあるため（診断希望者の中には不妊治療の経験者が多い）、検討の対象に含めるべきである。中絶、墮胎罪等との関係も、まだ十分詰められていない。
- 私費診療で行われていることが多く、厚労省は関与に消極的。ガバナンスという観点からも考える必要がある問題。
- 立法がない等の問題状況は、生殖補助医療に類似しているともいえるため、あわせて議論することにも意義がある。

(iv) 旧優生保護法下における強制不妊手術に関して

- 多くの訴訟が継続しており、仙台地裁、大阪地裁は、憲法13条が保障する「子を産み育てる自己決定権」を侵害したと違憲判断をした。しかし仙台地裁は、「リプロダクティブ権をめぐる法的議論の蓄積が少ないこと」および「現在まで司法判断もなされていないこと」、を理由に、立法不作為について国賠法上の違法を認めなかった。生む権利、生まない権利、生殖をめぐる健康権など、リプロダクティブ・ライツ全般について、あわせて考えていきたい。

## ②成果の公表方法

25期の会期末である3年後をめどに、審議の成果を「提言」等の形で公表する。価値観の対立が激しい領域であるため、分科会として統一的な見解を打ち出すことが難しい場合には、論点整理及びその学術的観点からの分析・検討結果を示す。

### (6) 議題5) 学術会議アンケート

委員は、2021年2月15日（月）までに、配付資料1) 1～5に関する意見等を、提出することとされた。

### (7) 議題6) その他

今回は、生殖補助医療法を含む生殖補助医療をとりまく現状について情報を共有し、検討を深める。話題提供者は、柘植あづみ委員。日時等は、2021年3月中旬以降に調整する。